

京都市教育委員会教育長訓令甲第13号

学 校

幼稚園

京都市立学校幼稚園職員服務規程の一部を次のように改める。

平成21年3月31日

京都市教育委員会

教育長 高桑三男

第7条見出し中「証人等」を「裁判員等」に、同条中「証人」を「裁判員、証人」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年5月21日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)